

令和3年



とまり

議会だより



災害に備えて ～泊村防災倉庫 完成予想図～

(場所:役場庁舎前駐車場横 令和3年11月完成予定)

No.181

令和3年8月 発行

発行/泊村議会 責任者/議長 宇留間文宣

〒045-0202

北海道古宇郡泊村大字茅沼村字臼別191-7

TEL 0135-75-3451

令和
3年

第2回 定例会

会期 6月14日～16日



行政報告をする高橋村長

お手元に配付させていただいております。令和2年度決算額調書には、それぞれ予算額、決算額、剰余金を記載

行政報告

令和3年第2回泊村議会定例会は、去る6月14日に招集され、会期を16日までの3日間と決定した後、議長の諸般の報告、村長から行政報告、教育長からの教育行政報告が行われた後、議案3件を審議採決、その他の議案6件の提案理由の説明を受け、延会としました。15日は、議案等調査のため休会とし、16日に再開し、一般質問が行われ、引き続き、議案6件と意見案1件を審議採決し、いずれも原案のとおり可決し、閉会しました。

高橋村長

令和2年度泊村各会計予算に係る決算額について

しており、一般会計につきましては、決算額の欄の収入額から支出額を差し引きまして、35,946,255円の剰余金となります。

国民健康保険特別会計は、2,526,277円、277円の剰余金となります。

簡易水道事業特別会計は、55,550円の剰余金となります。

集落排水事業特別会計は、7,160円の剰余金となります。

公共下水道事業特別会計は、22,020円の剰余金となります。

後期高齢者医療特別会計は、62,910円の剰余金となりました。

以上、6会計合計で、資料の一番下の部分になりますが、決算額の収入額から支出額を差し引きまして、38,620,172円の剰余金となりました。

剰余金につきましては、昨年度より剰余金が多額にならないよう指示してきたところであり、昨年度よりは減少致しましたが、令和2年度においては、新型コロナウイルスの感染症拡大により、事業の縮小や中止によりまして、

令和2年度各会計予算にかかる決算額調書

	予 算 額	決 算 額		剰 余 金	備 考
		取 入 額	支 出 額		
一 般 会 計	4,601,167,000	4,571,093,189	4,535,146,934	35,946,255	繰越明許 9,150,000
国民健康保険特別会計	49,824,000	50,538,789	48,012,512	2,526,277	
簡易水道事業特別会計	299,122,000	297,721,487	297,665,937	55,550	
集落排水事業特別会計	56,344,000	55,162,055	55,154,895	7,160	
公共下水道事業特別会計	357,527,000	356,172,341	356,150,321	22,020	
後期高齢者医療特別会計	32,952,000	32,645,494	32,582,584	62,910	
合 計	5,396,936,000	5,363,333,355	5,324,713,183	38,620,172	

各関係機関や団体等からの戻し入れ等が剰余金の全体のうち、1,700万円程度でありまして、今後においても、剰余金が多額にならないよう努めてまいりますので、宜しく願ひ申し上げます。

なお、後志広域連合や一部事務組合の各会計決算につきましては、決算額が分かり次第ご報告申し上げます。

令和2年国勢調査の速報値について

先日、新聞等でも報道されましたが、北海道から国勢調査の速報値が6月1日に公表されましたので、ご報告申し上げます。

国勢調査は、5年に一度の統計調査でありまして、昨年の10月1日を基準日として実施されました。

泊村の速報値については、人口1572人、世帯数785世帯でありまして、平成27年度の前回調査より人口で199人の減で11.2%の減、世帯数で74世帯の減で8.4%の減でありました。

主な要因としては、この5年間でお生まれになられた方が42名に対し、お亡くなりになられた方が157名と自然要因で115名の減であり、また、転入が327名に対して、転出が388名で社会要因で61名の減であります。

今回の調査で、全道179市町村のうち、人口が増加した市町村は12市町村であり、大部分の自治体が人口減少に苦慮している状況であり、大部分の自治体が人口減少に苦慮している状況であり、本村におきましても、今後、第5次泊村総合計画や総合戦略に基づき、各種事業を展開した中で、人口減少対策に引き続き努力してまいります。

令和3年度消費活性化事業について

(夏季プレミアム商品券発行事業)

村では、新型コロナウイルス感染症に伴う地域経済活性化対策として北海道が実施する「プレミアム付き商品券発行支援事業」を活用し、昨年度までの販売実績等を泊村商工会と検証・協議をしておりますが、今回の事業としては、発行総数を4300セットとし、うち村内販売分を4100セット、村外向け販売分を200セットとし、プレミアム率は30%であります。

村内向けの購入は、65歳以上の方は一人5セットまでであり、65歳未満の方は一人4セットまでと致します。

また、村外向けの購入については、一人2セットまでと致します。

販売期間については、6月13日(日)から完売の日までとし、使用期限については、9月30日までとなっております。取扱店は、商工会に加盟する村内47店舗であります。

販売日については、6月13日(日)から売切れまでとし、販売初日の6月13日(日)は、泊村公民館で午前9時から午後3時まで販売を致しまして、村内分2457セット、村外向け99セットの計2556セットを販売したところであります。

事業費については、泊村商工会への委託事業でプレミアム分の12,900千円と印刷製本費等の経費約300千円の13,218,934円

となります。

この事業により、プレミアム分お得に商品やサービスの購入が可能となり、消費者の購買意欲を刺激するとともに、新型コロナウイルスにより影響を受けた村内商店等においても、一定の経済効果があると考えております。今後も、今回の販売状況を見ながら、引き続き、泊村商工会と検証・協議をしながら、冬季の販売について検討をしております。

なお、冬季事業についても、北海道の「プレミアム付き商品券発行支援事業」を活用する予定であります。

教育行政報告

高山教育長



教育行政報告をする高山教育長

学校教育関係

新型コロナウイルスの感染拡大により5月16日から、北海道が国の緊急事態宣言措置区域に追加されたことを踏まえ、北海道からの要請どおり小学校の運動会と修学旅行を延期することとし、中学校においては、部活動を休止する措置をとりました。

また、5月29日には、政府が緊急事態宣言について6月20日まで延長する旨の決定をしたことにより、従前の対応を延長する措置をしております。

ただし、中学校の部活動については、6月1日から北海道教育委員会の「部活動の基本的な考え方」により、中体連等の大会に参加する部活動に限り、3週間前からは感染対策に留意して再開しております。

今後は、国や北海道の指針に基づき、地域の感染状況等を踏まえ、児童生徒の健康を守ることを最優先に村や家庭・学校と連携し、適切な学校運営に取り組んでまいります。

また、緊急事態宣言の期間中ではありましたが、5月27日に、昨年度は中止となつた「全国学力・学習調査」が行われました。

本村の小学6年生10名、中学3年生9名が国語と算数・数学の調査を受けました。

調査結果につきましては、8月に判明する予定ですので、次回の定例会で

とまり議会だより

ご報告申し上げます。

社会教育関係

泊村公民館とアイスセンター・カブトラインパーク・鯨御殿は、緊急事態宣言を受けて、村内居住者の個人限定で利用可能とさせていただいております。

また、アイスセンターの営業時間を北海道の時短要請を受けて、午後8時まで短縮しております。

例年7月に小学6年生を対象に実施してきた「子供親善大使」については、伊方町の「きなはいや伊方まつり」の中止により、夏休み期間中の実施は見合わせることにし、新型コロナウイルス感染症の終息度合いを見極め、伊方町との日程等の調整が得られれば、年度内の実施に向けて、再度計画したいと考えております。

（管理する施設の利用状況（5月末現在））

泊村アイスセンターは、これまで1,711名の利用があり、利用実績が確認可能な2年前と比較して、1,192名の減少となっております。
鯨御殿とまりにつきましては、今年のオープンが4月10日で、これまで171名の入館者であり、2年前と比

較して358名の減少となっております。

とまりカブトラインパークですが、今年のオープンは、4月17日で、これまで475名の利用があり、2年前と比較して64名の減少となっております。

審議した議案

工事請負契約の締結について……………原案可決

1. 工事名

茅沼浄水場改修工事

2. 契約金額 226,600千円

3. 契約の方法 指名競争入札

4. 契約の内容

浄水場 屋根：防水 216.0㎡

外壁：塗装 162.0㎡

サッシ改修 9か所

ろ過砂補砂 10cm×3池

機器更新

弁・バルブ、濁度計、

薬品注入タンク・計装盤

テレメータ

配水池（スラブ天端）

壁：塗装 6.7㎡

流量計室

屋根：防水 12.6㎡

外壁：塗装 25.6㎡

サッシ改修 2か所

機器更新

残留塩素系、配水流量計

5. 工期

自 契約日の翌日

至 令和4年2月28日

6. 契約の相手方

佐竹・茅沼・久々江特定建設工事

共同企業体

代表者 佐竹建設株式会社

不動産の取得について……………原案可決

1. 取得する土地

泊村大字堀株村字渋井66番地11

外1筆

2. 地籍

8,376.05平方メートル

(2,533.76坪)

3. 取得金額

27,871,360円

4. 取得目的

滝ノ淵地区宅地造成用地

5. 所有者

札幌市中央区大通東1丁目2番地

北海道電力株式会社

財産の処分について……………原案可決

1. 処分の財産

番号	所在地	地目	面積 (公算面積) m ²
1	古宇郡泊村大字堀株村字山ノ上573番1	山林	183,001
2	古宇郡泊村大字堀株村字山ノ上573番12	山林	63
3	古宇郡泊村大字堀株村字山ノ上652番3	原野	675
合計（3筆）			183,739

2. 処分金額

55,121,700円

3. 処分の相手方

札幌市中央区大通東1丁目2番地

北海道電力株式会社

条例の改正

泊村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部改正について……………原案可決
デジタル化社会の形成を図るための



関係法律の整備に関する法律による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う一部改正です。

泊村税条例の一部改正について…………… 原案可決

令和3年3月31日に、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴う一部改正です。

泊村税手数料条例の一部改正について…………… 原案可決

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う住民基本台帳法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に転職時等において使用者間での特定個人情報提供を可能とする第19条第4号の追加に伴う一部改正です。

泊村介護サービス事業条例の一部改正について…………… 原案可決

泊村指定居宅介護支援事業所の設置場所を泊村役場から総合福祉センターへ変更したことに伴う住所地の変更の一部改正です。

補正予算

令和3年度古宇郡泊村一般会計補正予算(第2号)…………… 原案可決

歳入歳出それぞれ1,734千円を追加し、総額4,970,734千円としました。

【歳入の主なもの】

- ・新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金事業補助金 1,000,000円増
- ・新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金事務費補助金 214,000円増
- ・公共下水道事業特別会計繰出金 1,000,000円増
- ・道路台帳修正業務委託料 2,409,000円増
- ・泊村通線舗装・側溝改修工事実施設計業務委託料 3,619,000円増
- ・財政調整基金積立金 25,883,000円減

【歳出の主なもの】

- ・子育て世帯生活支援特別給付金 1,000,000円増
- ・公共下水道事業特別会計繰出金 1,000,000円増
- ・道路台帳修正業務委託料 2,409,000円増
- ・泊村通線舗装・側溝改修工事実施設計業務委託料 3,619,000円増
- ・財政調整基金積立金 25,883,000円減

令和3年度古宇郡泊村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)…………… 原案可決

歳入歳出それぞれ29,622千円を追加し、総額391,491千円としました。

【歳入の主なもの】

- ・社会資本整備総合交付金(下水道事業) 14,811,000円増
- ・一般会計繰入金 14,811,000円増

【歳出】

- ・下水道工事実勢価格調査業務委託料 1,435,000円増
- ・下水道施設建具改修工事 28,187,000円増

意見書

6月定例会において次の意見書を議決し、地方自治法の規定により、関係機関へ提出しました。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

本道の森林は、全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育て、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要があります。

森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものであります。さらに、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする国の目標の達成に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進など、全国一の森林資源を有する北海道が森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担うことが必要であります。

道では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や林業成長産業化総合対策事業等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業者の育成など、様々な取組を進めてきたところであります。

本道の森林を将来の世代に引き継いでいくため、活力ある森林づくりや防災・減災対策をさらに進め、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化が実現できるよう、施策の充実・強化を図ることが必要であります。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望致します。

記

1 森林の多面的機能を持続的に発揮し、2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、適切な間伐と伐採後の着実な再造林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。

2 森林資源の循環利用を通じて、林業・木材産業の成長産業化を実現するため、ICT等の活用による森林イノベーションの推進、生産・流通体制の強化、都市の木造化などによる道産木材の販路拡大、森林づくりを担う人材の育成などに必要な支援を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出致します。

【提出先】衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・総務大臣・財務大臣・文部科学大臣・農林水産大臣・経済産業大臣・国土交通大臣・環境大臣・復興大臣



一 般 質 問

滝本 一訓 議員

□ 役場職員による内部告発について

滝本 一訓 議員

泊村役場職員に よる内部告発に ついて



皆さん、おはようございます。

役場職員による内部告発について、一般質問しますので、宜しくお願いを申し上げます。

定例村議会が、3月11日、滝本が一般質問で、2019年村の男性職員当時24歳が自殺したのは、上司によるパワーハラスメントが原因ではないかと指摘したのに対し、高橋村長は、職員に聞き取り調査をした結果、パワーハラスメントの事実はないと否定した。

元建設水道課長、今の村長さんのパワーハラスメント、合いカギを使い遺書の改ざん、村民がおおきなショックを受けるので、自殺のことはいっさい話さないように職員にかん口令がひか

れ役場の課長さんがたもこのことにくわわっている。

内部告発では、元建設水道課長、今の村長さんのパワーハラの実態が実名で克明に告発されています。

こういうことを含めても、職員の聞き取り調査をしても、誰もまともな応えはでないと思えますが、村長どう思えますか。

高橋 村長

おはようございます。

それでは、滝本議員のご質問にお答え致します。

第1回定例会において、滝本議員より同様の質問を受けており、回答をさせていただいたとおりでありまして、パワーハラスメントを含む告発文の内容については、大変ゆがめられた内容で事実と反しており、否定をさせていただきました。

身内の職員に聞き取り調査をして、まともに答ええないと思うがどう思うかというご質問ではありますが、私はそうは思いません。

また、私の実名が載っていることについては、告発文自体の信憑性が疑われますので、お答え出来ません。以上であります。

滝本 一訓 議員 (再質問)

複数の職員がいる前で、感情的に怒鳴られ、陰で仕事ができない職員だと周知していました。

滝本が第三者による内部調査を促したのに対し、高橋村長は、内部調査を考えていないとのことだが、公の場で、元建設水道課長、今の村長さんのパワーハラを言われたのであり、身の潔白を証明するためにも、第三者による弁護士による、その当時の職員、辞めた役場職員の聞き取り調査をしてもらい、真相解明を図った方が良いのではないかと。

村長どう思いますか。

高橋 村長

質問の前に、議長、他の議員の皆様も告発文を見ておられませんが、内容がわからないと思うので、議員の皆様にご告発文を配付して宜しいでしょうか。

宇留間 議長

はい、許可します。
事務局、お願いします。
(事務局 議員へ配付)

高橋 村長

まずはですね、お手元の告発文の記載について、ご説明させていただきます。

この告発文は、昨年7月2日に、総務課長へ月刊誌から送られてきたものでありまして、まずですね、6行目に、「泊村役場財務課」とありますが、これは、「財政課」の間違いであります。この告発文が役場職員であるならば、間違いはしないはずであります。

次に、中程にですね、合鍵を使い、遺書を最初に発見したとありますが、遺書は、役場の机の中から警察によって発見されております。

とまり議会議だより

その当時、職員2名で自宅に向かいましたが、自宅の鍵は、施錠されていないことから、合鍵も使用しておりません。

ましてや、遺書の改ざんについては、当時の副村長から、警察が来るまで、机などは一切触らないよう指示していることから、遺書の改ざんは不可能であります。

そして、私に関する部分ですが、亡くなられた職員は、平成26年に、企画振興課情報推進室で、3階に勤務をされており、当時、私は、財政課長補佐で、第1事務所で勤務をされており、平成27年に、情報推進室から産業課に異動となり、第2事務所で勤務するようになりましたが、私は、財政課におりました。

平成28年に、産業課から企画振興課へ異動となり、第1事務所に勤務するようになりましたが、私も建設水道課へ異動となり、第2事務所で勤務致しました。

このように、職員とは、1度も同じ課になったことはなく、上司と部下の関係になったこともありません。

さらには、職員と個人的なおつき合いもなく、仕事場では、挨拶をする程度でありました。

また、彼が体調を崩されて以降は、お話しすることはほとんどありませんでした。

また、当時は、捜査当局により、住宅や役場で捜査が行われており、捜査

当局は、事件性がなかったと判断しております。

このように、告発文自体の信憑性が疑われる内容であります。滝本議員が事実だと主張をなされるのであれば、議会ですっかり調査することや事実の証拠を添えて、警察に告発することも出来しますので、それらに対しては、私や職員含めて、村として全面的に協力させていただきます。

そういうことからですね、第三者委員会の内部調査は、今のところやるつもりはないですし、議会の方ですっかり調査していただくことの方が大事かなと思っておりますので、宜しくお願致します。

滝本一訓議員(再々質問)

今、北方ジャーナルの内部告発の説明聞いたんだけど、私は私なりに自分に来た内部告発をもとに話をしております。

私は、泊村で、異常なことが起こっているのではないかなと思えました。

泊村役場職員が辞めていくと。

村男性職員当時24歳が自殺すると。

村職員による内部告発が電話や手紙

できていますと。

元建設水道課長、今の村長さんのパ

ワーハラスメントは、今、話をしたこ

とを含めても、村自体が異常なことが

起きていたと私は思いました。

パワーハラスメントは、した側ではなく、された側がどう感じ、受け止めたかを知らなければ、その有無を判断出来ません。

希望をもって、泊村役場職員について若い職員が、道半ばで自殺しなければならなかった職員の思いや親の思いを考えたら、はつきりさせなければならぬ。

このことは、大事なことで、外部の弁護士、第三者を加えて調査をすべきと思いますが、村長、今一度お考えをお聞きかせ下さい。

高橋村長

先程お答えしたとおりですね、議会ですっかり組織つくって調査されるなり、警察に告発されるなり、そういうふうなことをやっていただければいいかなと。

それですすね、私は就任以来、より良い泊村の実現に向けてですね、議会とも、このような一般質問の場で、いろいろと政策的議論を重ねた上で、村民の皆様の幸せにつながる施策を展開出来たらなと思っておりますが、や

やとすれば、私をおとしめようとする

事実と異なる質問が続く、非常に残念

だなどと思っております、私のところ

にも、泊村役場を退職した職員のご親

戚の方から、退職後、後志管内のある

町村に勤務をしておりますたら、その

町村の議会議員の方を通じて、自宅に滝本議員が訪問され、退職した原因は、私のパワハラかと執拗に質問をされたということであり、もちろん、事実ではないので、否定をしたそうではあります。その職員だった方も、相当困惑していたようだと、ご親戚の方から、私の方にお話がありました。

これが、議員の調査活動にあたるのかはわかりませんが、先程も申し上げましたとおり、真相を明らかにするのであれば、是非、議会において調査するなり、警察当局に告発するなりしていただきたいなと思っております。

滝本議員も、泊村議会議員として、公の議会という場での主張や発言でありますので、相当のご覚悟の上での発言と認識をしておりますので、仮に、主張や発言が、事実と違うのであれば、名誉棄損及び偽計業務妨害を視野に入れて、村の顧問弁護士と協議をした中で、毅然とした態度で対応してまいりたいと思っております。

以上です。

滝本一訓議員

議長、これで終わります。

(事務局、回収)

令和3年
第1回臨時会
 会期 5月7日

報 告

令和2年度繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法第213条第1項の規定により、繰り越した2つの事業（泊村立茅沼診療所ワクチン用フリーザー無停電電源装置設置事業・学校保健特別対策事業）について、同法施行令第146条第2項の規定による報告です。

審議した議案

専決処分

専決処分の承認を求めることについて（泊村条例等の一部を改正する条例）

..... 原案承認

令和3年3月31日に、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴う条例の一部改正であり、議会を招集して議決を得る暇がなかったことによる専決処分です。

専決処分の承認を求めることについて（泊村国民健康保険条例の一部を改正する条例）..... 原案承認

新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が下がった方々などに対して、国民健康保険税の全部又は一部について減免を実施しておりますが、令和3年4月1日から国の減免期間が延長されることに伴う条例の一部改正であり、議会を招集して議決を得る暇がなかったことによる専決処分です。

専決処分の承認を求めることについて（令和2年度古宇郡泊村一般会計補正予算（第13号））..... 原案承認

特別地方交付税等歳入が増加したことによる財政調整基金への積立及び村道除排雪費用が不足することから、特に緊急を要したため議会を招集して議決を得る暇がなかったことによる専決処分です。

【歳入の主なもの】

・特別地方交付税

18,621,000円増

・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

2,181,000円増

【歳出】

・財政調整基金積立金

18,825,000円増

・村道除排雪委託料

3,342,000円増

条例の改正

泊村議会委員会条例の一部改正について..... 原案可決

令和3年4月1日付けの機構改革による課の新設及び課の名称変更により、常任委員会の所管についての改正が生じたことによる一部改正です。

泊村固定資産評価審査委員会条例の一部改正について..... 原案可決

国による押印等見直しに伴う条例の一部改正です。

契 約

工事請負契約の締結について..... 原案可決

1. 工事名

泊小学校放射線防護対策工事

【建築主体】

2. 契約金額 148,500千円

3. 契約の方法 指名競争入札

4. 契約の内容

鉄骨造2階建て

建築面積

84.00㎡

延床面積

165.37㎡

5. 工期

自 令和3年5月10日

至 令和4年3月15日

6. 契約の相手方

佐竹・茅沼経常建設共同企業体
 代表者 佐竹建設株式会社

1. 工事名

泊小学校放射線防護対策工事

【電気設備】

2. 契約金額 173,140千円

3. 契約の方法 指名競争入札

4. 契約の内容

電気設備工事 一式

5. 工期

自 令和3年5月10日

至 令和4年3月15日

6. 契約の相手方

第一・富士経常建設共同企業体
 代表者 第一電設株式会社

1. 工事名

泊小学校放射線防護対策工事

【機械設備】

2. 契約金額 162,800千円

3. 契約の方法 指名競争入札

4. 契約の内容

機械設備工事 一式

5. 工期

自 令和3年5月10日

至 令和4年3月15日

6. 契約の相手方

進栄・マルコー・マリノ経常建設共同企業体

代表者 株式会社 進栄

工事請負契約の締結について..... 原案可決

1. 工事名

泊村通線側溝・舗装改修工事
 (1工区)

とまり 議 会 だ よ り

6.	契約金額	60,500千円
3.	契約の方法	指名競争入札
4.	契約の内容	泊村通線
	延長	L 240.88 m
	(内、改良道路延長	L 457.80 m)
	車道側溝	L 562.00 m
	集合柵	15箇所
5.	工期	
	自 令和3年5月10日	
	至 令和3年10月29日	
6.	契約の相手方	茅沼建設工業株式会社

1.	工事名	防災倉庫設置工事
2.	契約金額	78,100千円
3.	契約の方法	指名競争入札
4.	契約の内容	・ 建築工事 ・ 鉄骨造平屋建て ・ 建築面積 184.14㎡
	・ 電気設備工事 一式	
	・ 機械設備工事 一式	
	・ 外構工事 一式	
5.	工期	
	自 令和3年5月10日	
	至 令和3年11月30日	
6.	契約の相手方	草別・山二経営建設共同企業体

代表者 株式会社 草別組

..... 工事請負契約の締結について.....
..... 原案可決

補正予算

令和3年度泊村一般会計補正予算(第1号)..... 原案可決

歳入歳出それぞれ4,000千円を増額補正し、総額4,969,000千円としました。

【歳入の主なもの】

- ・ プレミアム付き商品券発行支援事業補助金 4,300,000円増
- 【歳出の主なもの】
- ・ 消費活性化事業委託料 4,000,000円増

寄付行為の禁止

議員は、選挙区内の方にお金や物を贈ることは、公職選挙法で禁止されており、有権者が求めてもいません。
ご理解をお願いします。



議会を傍聴してみませんか

手続きは簡単です

住所・氏名・年齢を受付票に記入するだけの簡単な手続きです

お気軽にどうぞ...

定例会は、3月・6月・9月・12月の年4回です。臨時会は、必要に応じて随時開きます。

◎ 新型コロナウイルス感染防止のため傍聴される場合は、次のことにご協力をお願いします。

- 議場への入場時に出入り口に設置しております消毒液を活用し、手指の消毒をお願いします。
- 議場では、マスクの着用をお願いします。

議 会 日 誌

令和3年4月1日
令和3年7月31日

4月

8日 例月出納検査

(沼畑・鎌田委員出席)

17日 神恵内村役場庁舎落成式

(神恵内村 宇留間議長出席)

22日 議会だより編集委員会

5月

7日 第1回臨時会(開会・閉会)

(全議員出席)

10日 後志総合開発期成会定期総会等

(俱知安町 宇留間議長出席)

14日 例月出納検査

(沼畑・鎌田委員出席)

27日 全国原子力発電所立地市町村議

会議長会役員会(オンライン)

(宇留間議長出席)

6月

8日 総務経済常任委員会

(全委員出席)

議会運営委員会

(全委員出席)

9日 例月出納検査

(沼畑委員出席)

14日 第2回定例会(開会)

(全議員出席)

16日 第2回定例会(再開・閉会)

(全議員出席)

総務経済常任委員会

(全委員出席)

7月

2日 第9回衆議院議員 中村裕之君

を励ます会政経セミナー

(小樽市 宇留間議長出席)

6日 令和3年第1回岩内地方衛生組

合議会臨時会

(岩内町 飯田議員・

滝本議員出席)

令和3年第1回岩内・寿都地方

消防組合議会臨時会

(岩内町 三浦議員出席)

9日 例月出納検査

(沼畑・鎌田委員出席)

21日 原子力発電所対策特別委員会

(全委員出席)

全員協議会

(全議員出席)

議会だより編集委員会

(全委員出席)



泊小学校大運動会(令和3年7月3日)

編 集 後 記

「議会だより」第181号をお届けいたします。

今回は、令和3年6月の第2回定例会及び令和3年5月の第1回臨時会について編集いたしました。

ぜひご覧になって、村の方針や議会活動もご理解を深めていただきたいと思います。

また、議会だよりに対するご意見・ご要望等がございましたら、遠慮なく議会事務局までご連絡下さい。

議会だより編集委員会

宇留間 文 宣

吉 田 茂 樹

三 浦 弘 文

長 尾 透